

第8回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨（2023年8月9日）

I 日時：

2023年8月9日（水）13：00～14：55

II 場所：

日本公認会計士協会 ホール2 / オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

（五十音順・敬称略）

八田進二（議長）、青克美、井上隆、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、前原康宏、
弥永真生、齊藤貴文（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会（説明者）

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）、樋口誠之（委員長）、
山田雅弘（副委員長）、武藤智帆（副委員長）

IV 議事要旨：

1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A」の公開草案に寄せられたコメントへの対応

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A」の改正及び倫理規則研究文書「報酬関連情報の開示に関する Q&A」の公開草案に寄せられたコメントへの対応について説明がなされた。

【主なご意見】

<倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A」>

[公開草案に対するコメント（No. 4）]

- 日本語で作成した監査報告書を英語に翻訳する場合と異なり、英文で作成された財務諸表に対する監査報告書を作成する場合、和文の監査報告書と英文の監査報告書のどちらが正文となるかを明確化する必要があるのではないか。

（質問への回答）

- 実務的には、日本語を英訳した監査報告書の場合、通常、監査報告書の表題の上と監査報告書の末尾に、English Translation という英訳である旨を明記することで、飽くまで日本語の英訳であり正文ではない旨を示す。また、英文で

作成された財務諸表に対する監査報告書の場合、通常、監査対象である英文財務諸表の注記において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表に基づき、読者の利便性のために、その表示を適宜組み替えている等の旨が記載されるとともに、英文監査報告書において、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っている旨が通常記載される。

[Q6 (旧 Q5)]

- Q6 のAの箇条書き2つ目の修正では「含めることが考えられる」となっているが、何を含めることが考えられるのか。

(質問への回答)

- 当該修正は、財務諸表の対象期間に提供した業務に関連して依頼人に請求した報酬をどこに含めるかについて説明したものである。非監査報酬は、財務諸表の対象期間に提供した業務に対応する契約金額とすることが考えられる一方で、当期末をまたいで次年度にかけて提供する単独の非監査業務については、財務諸表の対象期間に提供した業務に関連して依頼人に請求した報酬がある場合、開示の対象となっている非監査報酬の金額に含めて開示することも考えられるという趣旨の記載である。

2. 倫理規則の改正公開草案の概要

担当副委員長から、国際会計士倫理基準審議会 (The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) 倫理規程改訂 (業務チームの定義及びグループ監査、テクノロジー) を踏まえた、倫理規則改正案の概要について説明がなされた。

【主なご意見】

<業務チームの定義及びグループ監査>

- 「グループ監査チーム (Group audit team)」の訳出については、よりニュアンスを伝えるために「グループ監査に関わるチーム」や「グループ監査に係る監査業務チーム」のような、グループ監査に関する監査業務であることを明確化した訳出とすべきではないか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、検討させていただきたい。
- グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性について、被支配事業体 D1 や D2 等においては、ネ

ネットワーク内のグループ監査チームの構成員の独立性とは異なり、R405.6 項に定められた独立性を確保する必要はないとされるのはなぜか。

(質問への回答)

- ネットワーク・ファームはグローバル規模のデータベースを持っており、ネットワークに所属している場合とそうでない場合で監査人に情報格差が生じてしまう。当初、IESBA 倫理規程の公開草案では、ネットワーク所属の会計士と同様の独立性をネットワークに所属していない会計士にも求めていたが、反対意見が多く寄せられ、マーケットコンセントレーションに繋がる懸念も示された結果、今回の改正内容に至っている。

<テクノロジー>

[職業的専門家としての能力]

- 新設された第 113.1 A2 項では、専門業務に必要な知識及び技能について説明されており、その例示において「対人関係、コミュニケーション能力及び組織的スキル」とあるが、知識及び技能でない対人関係が出てくるのはなぜか。

(質問への回答)

- 当該規定における「対人関係」の原文は「interpersonal skill」であり、依頼人を始めとした対人関係を円滑に進めるスキルを指している。原文の意図が伝わりやすいよう、より適切な訳出を検討したい。

[守秘義務]

- R114.2 項(4)では、公開情報に守秘義務が適用されることとなり、日本における守秘義務の考え方と矛盾しているように見えるほか、適切に公開された秘密の利用又は開示が制限されることで、守秘義務の適用上の柔軟性を縮小させる方向に見える。

(質問への回答)

- 当該規定の訳出を再検討するとともに、守秘義務の考え方の整理について検討したい。
- 「情報」と「秘密」の2つの言葉で混乱を招くおそれもあるため、用語集に「Confidential Information (秘密)」の定義を追加しないことも考えられるのではないか。

(質問への回答)

- IESBA 倫理規程の用語集の全てを日本の倫理規則の用語集に反映しているわけではないため、当該用語を倫理規則に追加する必要性の有無を検討したい。
- R114.2 項以外の守秘義務に関する規定について、今回の改正では、基本的な守秘

義務の取扱いが修正されたわけではないという理解でよいか。

(質問への回答)

➤ ご理解のとおりである。

- 守秘義務に関する改正が、テクノロジー関連の倫理規則改正の中に含まれるように見受けられるが、関連性があるのか。

(質問への回答)

➤ 今回のテクノロジーに関する倫理規則改正では、AI の進展、ビッグデータ、データ分析の3項目を念頭に置いた上で、サイバーセキュリティ等についても検討が行われた。それらのテクノロジーが進展した際に、業務の過程における大量のデータのやり取りなどが、会計士の倫理的行動に影響し、守秘義務の遵守を妨げる状況が生じないかという点が議論の出発点となり、今回の改正案に至った。

[複雑な状況]

- 「複雑性」については様々な解釈が想定されるため、用語集に「複雑性」という項目を追加し、どのような状況が該当するのか具体例を示してはどうか。

(質問への回答)

➤ IESBA は、テクノロジーに関する IESBA 倫理規程改訂について「結論の背景 (Basis for Conclusion)」という文書を公表しており、その中で、原則主義に基づく IESBA 倫理規程に詳細な複雑性や複雑な状況に関する具体例を記載するよりも、ソート・リーダーシップ文書のような非公式文書を作成する方がより適切であるとの結論に達したとしている。日本の倫理規則においても、非公式文書を会員に適宜紹介しつつ、会員の理解を深めていくことを考えている。

➤ なお、複雑性に関する非公式文書としては、CPA Canada と IESBA との共同で開発された「[Ethical Leadership in an Era of Complexity and Digital Change](#)」が公表されている。

[依頼人に対するテクノロジーの提供、再販又はライセンス供与]

- 第 520.7.A1 項 (2) において、テクノロジーを用いたサービスを、会計事務所等又はネットワーク・ファームの監査業務の依頼人に提供する事業体に対し、会計事務所等又はネットワーク・ファームがテクノロジーを提供、販売、再販又はライセンス供与する場合には、状況によっては非保証業務の提供に関する規定が適用されるとあるが、規定の対象として想定される事業体の範囲が非常に広いのではないか。

(質問への回答)

- 会計事務所等又はネットワーク・ファームによるテクノロジーの提供等の全てが、非保証業務の提供に該当するという事にはならないが、当該規定の目的は、会計事務所等がテクノロジーを提供等した場合におけるエンドユーザーとなる最終受益者に着目することにある。会計事務所等又はネットワーク・ファームによるテクノロジーの提供等により、実質的に監査業務の依頼人に対し非保証業務を提供していることとなった場合、非保証業務の提供に関する規定を適用するというのが当該規定の趣旨である。

[今後の改正検討]

- 監査人だけでなく財務諸表作成者側も急激に変化していくテクノロジーへの適応を迫られている。今後のテクノロジーの進化に伴い、IESBA では倫理規程改訂のためにどのような対応を予定しているのか。

(質問への回答)

- テクノロジーに関する IESBA 倫理規程の改訂は one & done (一度きり) ではなく、継続して検討が行われている。今回の改正は、2018 年 12 月に開始されたテクノロジーに関する IESBA 倫理規程改訂のフェーズ 1 プロジェクトにおける検討の結果、2023 年 4 月に公表された改訂 IESBA 倫理規程の確定版に準拠したものである。また、当該改訂の検討と並行して、IESBA は更なる検討を進めており、2022 年 11 月にフェーズ 2 レポートという報告書を公表した。フェーズ 2 では、AI の進展、ブロックチェーン、サイバーセキュリティ及びデータガバナンスに関するトピックのほか、Chat-GPT を始めとした生成 AI 等への対応も踏まえ、今後の改訂案に盛り込むべき内容の検討を行っている。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上